

特定病原体等の安全運搬マニュアル

厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部 感染症対策課

目 次

目次	2
1章 特定病原体等の運搬について	4
1. 1 特定病原体等	
1. 2 運搬の基準等	
2章 通常運搬時	4
2. 1 一種病原体等の運搬実施体制	
2. 1. 1 運搬従事者	
2. 1. 2 車列の編成	
2. 1. 3 積載方法	
2. 1. 4 携行品	
2. 1. 5 出発前の確認	
2. 1. 6 連絡体制	
2. 1. 7 その他配慮すべき事項	
2. 2 二種病原体等の運搬実施体制	
2. 2. 1 運搬従事者	
2. 2. 2 積載方法	
2. 2. 3 携行品	
2. 2. 4 出発前の確認	
2. 2. 5 連絡体制	
2. 2. 6 その他配慮すべき事項	
2. 3 三種病原体等の運搬実施体制	
2. 3. 1 運搬従事者	
2. 3. 2 積載方法	
2. 3. 3 携行品	
2. 3. 4 出発前の確認	
2. 3. 5 連絡体制	
2. 3. 6 その他配慮すべき事項	
2. 4 四種病原体等の運搬実施体制	
2. 4. 1 運搬従事者	
2. 4. 2 積載方法	
2. 4. 3 出発前の確認	
2. 4. 4 連絡体制	
2. 4. 5 その他配慮すべき事項	

3章 異常事象時	12
3. 1 異常事象	
3. 2 異常時の具体的措置	
3. 3 事故時の具体的措置	
4章 教育訓練	13」
4. 1 運搬事業者に対する教育訓練	
4. 2 その他の者に対する教育訓練	
5章 その他	14
5. 1 関係省庁間の連携	

参考資料

- 1 対象病原体等のリスト
- 2 感染症法第 6 条に基づく指定除外病原体等
- 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)(抜粋)
- 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号)(抜粋)
- 5 特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準(平成 19 年 6 月 1 日厚生労働省告示第 209 号)
- 6 容器包装の例示(WHO)
- 7 携行品一覧(例示)
- 8 緊急連絡体制(例示)
- 9 病原体等イエローカード

1章 特定病原体等の運搬について

1. 1 特定病原体等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）で規定される特定病原体等とは、感染症の原因となる病原体及び毒素のうち、一種から四種までに分類されたものを指す（参考資料1）。ただし、感染症法第 6 条の規定に基づき厚生労働大臣が指定するもの（参考資料2）は、規制の適用除外となる。

一種病原体等は、二種病原体等に比べてその病原性等が著しく高いことや、現在国内に存在していないこと等から、その運搬に当たっては厳格に行うよう対処することが求められる。二種病原体等及び三種病原体等については、両者の病原性等を勘案しつつ、適切に運搬することが求められる。

1. 2 運搬の基準等

特定病原体等を事業所内外において運搬する場合には、感染症法第 56 条の 25、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 31 条の 36 及び特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準（平成 19 年 6 月 1 日厚生労働省告示第 209 号）に従って、運搬しなければならない（参考資料3、4及び5）。

また、一種病原体等、二種病原体等及び三種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、さらに、感染症法第 56 条の 27 及び届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成 19 年 3 月 9 日国家公安委員会規則第 5 号）に基づき、運搬の届出を行い、運搬証明書の交付を受けた上で、運搬証明書を携帯し、かつ、運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。

なお、特定病原体等の運搬に係る容器等の基準については、国際的な病原体等の安全輸送について記された、世界保健機関（WHO）の「感染性物質の輸送規制に関するガイダンス」を参考に作成されたものである。この中で、運搬に用いられる容器等については、9メートルの落下試験、貫通試験、加圧試験などの規格に適合した容器包装（いわゆる国連規格容器）とされており、これを適切に用いることにより、特定病原体等の安全な運搬が可能とされている（参考資料6）。

2章 通常運搬時

2. 1 一種病原体等の運搬実施体制

2. 1. 1 運搬従事者

一種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、次の運搬従事者により、

安全確保に努めること。

- (1) 運行責任者：一車列あたり 1 名。なお、長距離運搬（運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、①1人の運転者による連続運転時間（1 回が連続 10 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の休憩をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、概ね 4 時間を超える場合、又は②1人の運転者による運転時間が、1 日あたり概ね 9 時間を超えるものをいう。以下同じ。）の場合には補助者（副運行責任者）を置くこととする。
- (2) 運転者：車両あたり 1 名。なお、長距離運搬の場合には車両あたり 2 名とする。
- (3) 見張人：一車列あたり 1 名以上。ただし、運搬実施体制から見て他の者が見張人の役割を果たし、積載車両の管理が可能な場合に限り、見張人を減らすことができる。
- (4) 知識を有する同行者：一車列あたり 1 名。規則第 31 条の 22 に規定する要件を満たした病原体等取扱主任者又はこれと同等の要件を満たす者（当該病原体等の取扱いに携わる研究者等）が同行するものとする。

2. 1. 2 車列の編成

一種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、一種病原体等を積載した積載車両及び交通事故の防止、積載車両の監視並びに運搬従事者の輸送等を行う伴走車両による車列を組み、安全確保に努めること。

2. 1. 3 積載方法

一種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、一種病原体等を封入した容器を積載車両に積み付けるにあたり、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないようにし、安全確保に努めること。

また、一種病原体等の積み込み・積み卸しについては、見張人が配置された環境下の場所で、関係者以外の者をみだりに立ち入らせず、適切かつ慎重に行い、安全確保に努めること。

2. 1. 4 携行品

一種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、交通事故等の発生により、万が一、当該貨物から病原体等が漏出した場合の対応のため、当該貨物を覆うシートを用意しておくほか、その場を消毒するための有効塩素濃度 0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム剤又はこれと同等以上の効果を有する薬剤を携行し、安全確保に

努めること。

また、運搬者の安全を考え、応急措置が適切に実施できるための、マスク、ビニール手袋等必要な個人防御のための資材を携行しておくこと。

携行品の例示を参考資料7に示す。

2. 1. 5 出発前の確認

一種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、運行責任者は、当該貨物を安全に運搬するため、出発前に、次に示す事項を確認し、安全確保に努めること。

- ① 特定病原体等の運搬に係る容器等の基準の定めに適合した容器等に入れられていること(外装容器の標識の確認等)。また、緊急連絡先等が適切に記載されていること。
- ② 適切に荷台等に積載されていること。
- ③ 車両の鍵等に異状がないこと。
- ④ 運搬証明書、病原体等イエローカード等の必要な書類を携行していること。

2. 1. 6 連絡体制

一種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、通常の運搬時における関係機関等への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。また、定期的に、運搬途上から、運行や道路等の状況等について警察当局に連絡を行うこと等により、安全確保に努めること。

2. 1. 7 その他配慮すべき事項

航空機による運搬を伴う場合には、航空機による運搬については、感染症法第 56 条の 27 の規定による都道府県公安委員会に対する運搬の届出の対象外とされていることに留意すること。ただし、この場合においても、特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じた場合の警察官等に対する届出(感染症法第 56 条の 28)や、地震、火災その他の災害が起こったことにより特定病原体等による感染症の発生・まん延のおそれがある場合の厚生労働省に対する届出(感染症法第 56 条の 29)の規定は適用されることから、万が一、事故等が発生した場合には、航空会社においては、適切に対応する必要があること。

また、所持者が直接空港(航空会社)に一種病原体等を持ち込む場合には、手荷物ではなく、航空貨物の扱いとなる(受付場所がターミナルとは離れている)ことに留意すること。

陸送の途中でトイレ等の休憩に立ち寄った場合は、見張人は、運転手が確実に当該車両の施錠を行ったことを確認するとともに、当該貨物が盗取されないような措置を執るものとする。

以上の一種病原体等の運搬実施体制に係る記載事項については、運搬するに当たって盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため遵守すべき事項をまとめたものである。なお、盗取等の高度な蓋然性が想定される等の場合には、都道府県公安委員会から指示を受けることもあり得ることから、追加的に必要な措置を講ずることが望ましい。

2. 2 二種病原体等の運搬実施体制

2. 2. 1 運搬従事者

二種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、次の運搬従事者により、安全確保に努めること。

- (1) 運転者：車両あたり 1 名。なお、長距離運搬の場合には車両あたり 2 名とする。
- (2) 知識を有すると認められる同行者：車両あたり 1 名。規則第 31 条の 22 に規定する病原体等取扱主任者の要件と同等の要件を満たす者（当該病原体等の取扱いに携わる研究者等）、又は、規制当局が認める（公的な機関が実施した）病原体等の安全な取扱いに関する講習会の受講修了者等が同行するものとする。
- (3) 見張人：車両あたり 1 名以上。ただし、運搬実施体制から見て他の者が見張人の役割を果たし、積載車両の管理が可能な場合に限り、見張人を減らすことができる。

なお、運行責任者については、運転者、同行者又は見張人のいずれかをもって充てること。

2. 2. 2 積載方法

二種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、二種病原体等を封入した容器を積載車両に積み付けるにあたり、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないようにし、安全確保に努めること。

また、二種病原体等の積み込み・積み卸しについては、見張人が配置された環境下の場所で、関係者以外の者をみだりに立ち入らせず、適切かつ慎重に行い、安全確保に努めること。

2. 2. 3 携行品

二種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、交通事故等の発生により、万が一、当該貨物から病原体等が漏出した場合の対応のため、当該貨物を覆うシートを用意しておくほか、その場を消毒するための有効塩素濃度 0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム剤又はこれと同等以上の効果を有する薬剤を携行し、安全確保に努めること。

また、運搬者の安全を考え、必要に応じて、応急措置が適切に実施できるための、マスク、ビニール手袋等必要な個人防御のための資材を携行しておくこと。

携行品の例示を参考資料7に示す。

2. 2. 4 出発前の確認

二種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、運行責任者は、当該貨物を安全に運搬するため、出発前に、次に示す事項を確認し、安全確保に努めること。

- ① 特定病原体等の運搬に係る容器等の基準の定めに適合した容器等に入れられていること(外装容器の標識の確認等)。また、緊急連絡先等が適切に記載されていること。
- ② 適切に荷台等に積載されていること。
- ③ 車両の鍵等に異状がないこと。
- ④ 運搬証明書、病原体等イエローカード等の必要な書類を携行していること。

2. 2. 5 連絡体制

二種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、通常の運搬時における関係機関等への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。また、定期的に、運搬途上から、運行や道路等の状況等について警察当局に連絡を行うこと等により、安全確保に努めること。

2. 2. 6 その他配慮すべき事項

航空機による運搬を伴う場合には、航空機による運搬については、感染症法第 56 条の 27 の規定による都道府県公安委員会に対する運搬の届出の対象外とされていることに留意すること。ただし、この場合においても、特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じた場合の警察官等に対する届出(感染症法第 56 条の 28)や、地震、火災その他の災害が起こったことにより特定病原体等による感染症の発生・まん延のおそれがある場合の厚生労働省に対する届出(感染症法第 56 条の

29)の規定は適用されることから、万が一、事故等が発生した場合には、航空会社においては、適切に対応する必要があること。

また、所持者が直接空港(航空会社)に二種病原体等を持ち込む場合には、手荷物ではなく、航空貨物の扱いとなる(受付場所がターミナルとは離れている)ことに留意すること。

陸送の途中でトイレ等の休憩に立ち寄った場合は、見張人は、運転手が確実に当該車両の施錠を行ったことを確認するとともに、当該貨物が盗取されないような措置を執るものとする。

以上の二種病原体等の運搬実施体制に係る記載事項については、運搬するに当たって盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため遵守すべき事項をまとめたものである。なお、盗取等の高度な蓋然性が想定される等の場合には、都道府県公安委員会から指示を受けることをあり得ることから、伴走車両による車列を組むなど、追加的に必要な措置を講ずることが望ましい。

2. 3 三種病原体等の運搬実施体制

2. 3. 1 運搬従事者

三種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、次の運搬従事者により、安全確保に努めること。

(1)運転者:車両あたり1名。なお、長距離運搬の場合には車両あたり2名とする。

(2)知識を有すると認められる同行者:車両あたり1名。規則第31条の22に規定する病原体等取扱主任者の要件と同等の要件を満たす者(当該病原体等の取扱いに携わる研究者等)、又は、規制当局が認める(公的な機関が実施した)病原体等の安全な取扱いに関する講習会の受講修了者等が同行するものとする。

なお、運行責任者については、運転者又は同行者のいずれかをもって充てること。

2. 3. 2 積載方法

三種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、三種病原体等を封入した容器を積載車両に積み付けるにあたり、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないようにし、安全確保に努めること。

また、三種病原体等の積み込み・積み卸しについては、関係者以外の者がみだりに立ち入らない場所で、適切に行い、安全確保に努めること。

2. 3. 3 携行品

三種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、交通事故等の発生により、万が一、当該貨物から病原体等が漏出した場合の対応のため、当該貨物を覆うシートを用意しておくほか、その場を消毒するための有効塩素濃度 0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム剤又はこれと同等以上の効果を有する薬剤を携行し、安全確保に努めること。

また、運搬者の安全を考え、必要に応じて、応急措置が適切に実施できるための、マスク、ビニール手袋等必要な個人防御のための資材を携行しておくこと。

携行品の例示を参考資料7に示す。

2. 3. 4 出発前の確認

三種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、運行責任者は、当該貨物を安全に運搬するため、出発前に、次に示す事項を確認し、安全確保に努めること。

- ① 特定病原体等の運搬に係る容器等の基準の定めに適合した容器等に入れられていること(外装容器の標識の確認等)。また、緊急連絡先等が適切に記載されていること。
- ② 適切に荷台等に積載されていること。
- ③ 車両の鍵等に異状がないこと。
- ④ 運搬証明書、病原体等イエローカード等の必要な書類を携行していること。

2. 3. 5 連絡体制

三種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、通常の運搬時における関係機関等への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。また、必要に応じて、運搬途上から、運行や道路等の状況等について警察当局に連絡を行うこと等により、安全確保に努めること。

2. 3. 6 その他配慮すべき事項

航空機による運搬を伴う場合には、航空機による運搬については、感染症法第 56 条の 27 の規定による都道府県公安委員会に対する運搬の届出の対象外とされていることに留意すること。ただし、この場合においても、特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じた場合の警察官等に対する届出(感染症法第 56 条の 28)や、地震、火災その他の災害が起こったことにより特定病原体等による感染症の発生・まん延のおそれがある場合の厚生労働省に対する届出(感染症法第 56 条の

29)の規定は適用されることから、万が一、事故等が発生した場合には、航空会社においては、適切に対応する必要があること。

また、所持者が直接空港(航空会社)に三種病原体等を持ち込む場合には、手荷物ではなく、航空貨物の扱いとなる(受付場所がターミナルとは離れている)ことに留意すること。

陸送の途中でトイレ等の休憩に立ち寄った場合は、同行者若しくは運転手は確実に当該車両の施錠がされていることを確認するとともに、当該貨物が盗取されないような措置を執るものとする。盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため遵守すべき事項をまとめたものである。なお、盗取等の高度な蓋然性が想定される等の場合には、都道府県公安委員会から指示を受けることもあり得ることから、運搬従事者に見張人を加えるなど、追加的に必要な措置を講ずることが望ましい。

2. 4 四種病原体等の運搬実施体制

2. 4. 1 運搬従事者

四種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、運転者が必要に応じて、病原体等の安全な取扱いに関する資料を確認するなど、安全確保に努めること。

2. 4. 2 積載方法

四種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、四種病原体等を封入した容器を積載車両に積載するにあたり、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないようにし、安全確保に努めること。

また、四種病原体等の積み込み・積み卸しについては、関係者以外の者がみだりに立ち入らない場所で行い、安全確保に努めること。

2. 4. 3 出発前の確認

四種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、運転者又はこれに代わる者は、当該貨物を安全に運搬するため、出発前に、次に示す事項を確認し、安全確保に努めること。

- ① 特定病原体等の運搬に係る容器等の基準の定めに適合した容器等に入れられていること(外装容器の標識の確認等)。また、緊急連絡先等が適切に記載されていること。
- ② 適切に荷台等に積載されていること。
- ③ 車両の鍵等に異状がないこと。

2. 4. 4 連絡体制

四種病原体等を事業所の外において運搬する場合には、通常の運搬時における関係機関等への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。

2. 4. 5 その他配慮すべき事項

航空機による運搬を伴う場合には、航空機による運搬については、感染症法第 56 条の 27 の規定による都道府県公安委員会に対する運搬の届出の対象外とされていることに留意すること。ただし、この場合においても、特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じた場合の警察官等に対する届出（感染症法第 56 条の 28）や、地震、火災その他の災害が起こったことにより特定病原体等による感染症の発生・まん延のおそれがある場合の厚生労働省に対する届出（感染症法第 56 条の 29）の規定は適用されることから、万が一、事故等が発生した場合には、航空会社においては、適切に対応する必要があること。

また、所持者が直接空港（航空会社）に四種病原体等を持ち込む場合には、手荷物ではなく、航空貨物の扱いとなる（受付場所がターミナルとは離れている）ことに留意すること。

陸送の途中でトイレ等の休憩に立ち寄った場合は、運転手は当該貨物が盗取されないよう、確実に当該車両の施錠がされていることを確認するものとする。

3章 異常事象時

3. 1 異常事象

異常事象とは、運搬途上において、何らかの原因により当該運搬の内容をある程度以上変更しなければならない場合が生じた時をいう。

交通渋滞、天候の急変等の「異常時」と、盗取、交通事故等の「事故時」に分類され、各々の具体的措置は次のとおりである。なお、このような事態が生じた場合には、運搬従事者は自己判断を優先するのではなく、状況等の正確な連絡と報告を行っておくことが肝要である。

3. 2 異常時の具体的措置

交通渋滞、天候の急変等の異常時には、運行責任者等は、通常輸送時における連絡体制により対応するものとする。

3.3 事故時の具体的措置

事故が発生した場合には、一種病原体等、二種病原体等及び三種病原体等の運搬の場合にあっては運行責任者が、四種病原体等の運搬の場合にあっては主に運転手若しくは代わる者が、緊急連絡体制に従って、関係機関等へ適切に連絡通報するものとする。緊急連絡体制の例示を参考資料8に示す。

まず、運行責任者等は、積み荷の容器包装が破損していないかどうかを目視確認するとともに、破損が認められた場合には、病原体等イエローカード*の記載を踏まえて適切に対処するものとする。なお、破損が目視確認できない場合でも、破損していないと過小評価することのないようにするものとする。

さらに、事故の拡がりを最小限に食い止めるために、病原体等イエローカード*の記載を踏まえつつ、ロープ等を用いた立入制限区域の設定など必要に応じた携行品を用いた事故発生後可能な限り早期の処置が望ましい。

なお、必要に応じて、警察官や消防吏員の協力も仰ぎつつ、事故処置を円滑に進めるとともに、国の派遣係官及び専門家等が到着した場合、指示があればこれに従うこと。

* 病原体等イエローカード：運搬従事者は、運搬中において、積載する特定病原体等の対処方法等が記載された特定病原体等イエローカードを携行するものとする（参考資料9）。

4章 教育訓練

4.1 運搬事業者に対する教育訓練

運搬従事者等は、万が一の事故等の緊急時に対応できるようにするため、公的な機関が実施した病原体等の安全な取扱いに関する講習会を受講・修了しておくことが望ましい。

この場合のカリキュラムとしては、①病原体規制の概要、②病原体等に関する基礎知識、③事故時等の感染拡大防止等の応急措置が考えられる。

4.2 その他の者に対する教育訓練

研究機関の受付や、航空会社の受付などで従事する者においても、当該貨物（運搬物）が盗取された場合の届出など、緊急時の対応等の知識を有すること等は重要であることから、必要に応じて、規制当局が認める公的な機関が実施した病原体等の安全な取扱いに関する講習会を受講するなどすることが望ましい。

5章 その他

病原体等の運搬の安全性規制の充実及び異常事象が生じた際の適切な対応をとるため、関係各省庁の十分な連携を図るものとする。